

四日市市告示第 6 2 号

四日市市電話予約による証明書等交付事務取扱要綱について

四日市市電話予約による証明書等交付事務取扱要綱の一部改正する要綱を次のように定めるものとする。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市電話予約による証明書等交付事務取扱要綱の一部改正する要綱

四日市市電話予約による証明書等交付事務取扱要綱（平成 4 年四日市市告示第 2 6 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（取扱事務）</p> <p>第 2 条 電話予約により取り扱う事務は、次の各号に定めるものの交付に関する事務とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 所得課税証明書</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p>（取扱事務）</p> <p>第 2 条 電話予約により取り扱う事務は、次の各号に定めるものの交付に関する事務とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 所得証明書</u></p> <p><u>(3) 課税証明書</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（市民文化部 市民課）